

岩手沿岸南部広域環境組合議会の定例会の招集時期を定める規則

平成18年 4月21日 規則第2号

岩手沿岸南部広域環境組合議会の定例会は、毎年2月及び11月に開くものとする。ただし、特に必要があるときは、前月に繰り上げ、又は翌月に繰り下げて開くことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。